

南予用水施設機能保全事業に伴う鉄くず等売払
仕様書

1 適用

本仕様書は、南予用水施設機能保全事業により発生した鉄くず等売払に適用する。

2 売払物品の詳細及び数量

鉄・非鉄混合くず	9 1, 8 8 8. 9 k g
ケーブル類	5, 9 9 8. 3 7 8 k g

3 保管・引渡場所

物品の保管・引渡場所は下記のとおりである。

愛媛県宇和島市吉田町沖村鶴間谷甲 2 5 東蓮寺支線揚水機場

4 代金の納入期限

納入告知書発行の日から 20 日以内

5 引渡及び引渡期限

引渡日については、代金納入後、令和 8 年 1 1 月 3 0 日までの日で買受人が決定するものとする。ただし、引渡に係る契約代金納付は、別途、南予水道企業団と契約を行う代金も含む。

代金の納入をもって、所有権が移転するものとする。

物品の引渡後、買受人は売払人に、受領の証として受領書を提出するものとする。

6 搬出運搬の事前確認

買受人は、鉄くず等の搬出運搬作業開始前に、日程等必要事項について四国土地改良調査管理事務所担当職員（以下、「担当職員」という。）と協議を行うこととする。

7 引渡場所への重機の搬入・敷地内作業

買受人は、物品を引渡場所から搬出する際、引渡場所敷地内に重機等機材の搬入を必要とする場合は、担当職員と事前打合せを行い搬入すること。また、引渡場所敷地内での作業は担当職員の指示に従うこと。

8 搬出運搬

買受人は、積み残しの無いよう搬出することとする。

買受人は、搬出運搬作業を行う際は、交通法規を遵守し、運搬経路等に損傷を与えないよう注意をもって行い危険防止に万全を期さなければならない。

また、買受人の作業に起因した損傷等は、買受人の責任において賠償しなければならない。

9 確認

搬出運搬作業完了後は、敷地内や出入り口周辺の轍掘れの補修・清掃・後片付けを行い、担当職員の確認を受けること。

10 鉄くず等の処理

鉄くず等の処理については、関係法規を遵守するとともに問題が起こらないようにしなければならない。

11 南予水道企業団との契約について

売払物品には、南予水道企業団の持ち分も含まれているため、落札者は、入札金額の内訳書に記載単価に基づいて按分した額(※)で、中国四国農政局四国土地改良調査管理事務所、南予水道企業団とそれぞれ契約し、契約金額を納付の後、財産の引き渡しを受けるものとする。

※按分率は、「国営南予用水土地改良事業と南予水道用水供給事業により造成された共同施設の管理に関する協定書」第6条による率。

(南予水道企業団の担当部署)

〒798-0027 愛媛県宇和島市柿原字童子甲1929-34

南予水道企業団 庶務課

電話 0895-25-3222

12 その他

当該売払に関して疑義が生じた場合については当事者双方の協議によって決定する。

受 領 書

令和 年 月 日

分任契約担当官

中国四国農政局四国土地改良調査管理事務所長

松宮 直樹 殿

住 所
氏 名

令和 年 月 日契約した南予用水施設機能保全事業に伴う鉄くず等売払に伴う鉄くず等について、下記のとおり受領しました。

記

1 品目及び数量

鉄・非鉄混合くず	9 1, 8 8 8. 9 k g
ケーブル類	5, 9 9 8. 3 7 8 k g

2 受領場所

愛媛県宇和島市吉田町沖村鶴間谷甲 2 5 東蓮寺支線揚水機場